

## 1. 化学物質等及び会社情報

## 製品情報

「亜セレン酸ナトリウム」は製品組成に混合された含有製品として供給

製品番号	製品名 (製品現物は英文表記)	亜セレン酸ナトリウム 含有量 [w/v%]
17-838Z	ITS (500x stock)	0.000510w/v%未満
17-839Z	ITES (500x stock)	

## 会社情報

会社名 : ロンザジャパン株式会社 バイオサイエンス事業部  
住所 : 〒104-6591  
東京都中央区明石町8-1 聖路加タワー  
電話番号 : 03-6264-0660  
FAX番号 : 03-6264-0601

## 2. 危険有害性の要約

亜セレン酸ナトリウムとして

## GHS分類区分

## 健康に対する有害性

急性毒性 (経口) : 区分2  
皮膚腐食性/刺激性 : 区分2  
眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性 : 区分2A  
生殖細胞変異原性 : 区分2  
生殖毒性 : 区分2  
標的臓器/全身毒性 (単回暴露) : 区分2 (呼吸器系、肝臓、心臓、神経系)  
標的臓器/全身毒性 (反復暴露) : 区分2 (中枢神経系、血液、腎臓、肝臓)

## 環境に対する有害性

水生環境有害性 (急性) : 区分1  
水生環境有害性 (慢性) : 区分1

### GHSラベル要素

絵表示又はシンボル

:



どくろ



健康有害性



環境

注意喚起語

: 危険

危険有害性情報

: 飲み込むと生命に危険  
皮膚刺激  
強い眼刺激  
遺伝性疾患のおそれの疑い  
生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い  
呼吸器系、肝臓、心臓、神経系の障害のおそれ  
長期にわたる、又は反復暴露による中枢神経系、血液、腎臓、肝臓の障害のおそれ  
水生生物に非常に強い毒性  
長期継続的影響により水生生物に非常に強い毒性

注意書き

安全対策

: 使用前に取扱説明書を入手すること。  
すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
指定された個人用保護具を使用すること。  
取扱い後はよく洗うこと。  
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
粉塵、ヒューム、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。  
保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。  
環境への放出を避けること。

応急措置

: 飲み込んだ場合、直ちに医師に連絡すること。  
口をすすぐこと。  
皮膚についた場合、多量の水と石鹼で洗うこと。  
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。  
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。  
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
眼の刺激が続く場合は、医師の診断、手当てを受けること。  
暴露又は暴露の懸念がある場合、医師の診断、手当てを受けること。  
暴露した時、又は気分が悪い時は、医師に連絡すること。  
気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。  
漏出物を回収すること。

保管

: 施錠して保管すること。

廃棄

: 内容物、容器は許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

## 3. 組成及び成分情報

【含有する化学物質の名称】 亜セレン酸ナトリウム (毒物)  
【含有率】 下表に示すとおり

含有率 [w/v%]	含有製品の製品コード	製品数
0.000510 w/v%未満	17-838Z, 17-839Z	2

単一の化学物質 / 混合物 : 混合物 (表中 2 製品すべて)

## 危険有害成分

成分	化学式	官報公示整理番号	CAS番号
亜セレン酸ナトリウム	$\text{Na}_2\text{SeO}_3$	化審法 (1) -507	10102-18-8

## 4. 応急措置

- 吸入した場合 : 直ちに被曝者を空気の新鮮な場所に移す。  
鼻をかませ、うがいをさせる。  
速やかに医師の診断を受ける。
- 皮膚に付着した場合 : 直ちに汚染された衣服や靴を脱がせる。  
製品に触れた部分を水又は微温湯で流しながら洗浄する。
- 眼に入った場合 : 直ちに清浄な水で目を洗浄した後、速やかに眼科医の診断を受け  
る。コンタクトレンズを使用している場合は、固着していない限  
り、取り外して洗浄する。  
洗眼の際、まぶたを指で開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水  
が良く行きわたるように洗浄する。
- 飲み込んだ場合 : 多量の水又は食塩水を飲ませて吐かせる。  
速やかに医師の診断を受ける。

## 5. 火災時の措置

- 消火剤 : 水
- 特有の消火方法 : 移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。  
移動不可能な場合は、容器及び周囲に散水して冷却する。  
消火作業は、可能なかぎり風上から行う。
- 消火を行う者の保護 : 呼吸用保護具を着用する。

---

**6. 漏出時の措置**

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 作業の際は適切な保護具を着用し、飛まつ等が皮膚に付着したり、吸入しないようにする。
- 環境に対する注意事項 : 流出した製品が河川等に排出されて環境に影響を与えることの無いように注意する。  
大量の水で希釈する場合、汚染された排水が、適切な処理をされずに環境へ流出しないように注意する。
- 回収・中和 : 漏出したものは密封できる空容器にできるだけ回収する。その後、多量の水を用いて洗い流す。このとき、濃厚な排水が河川等に排出されないように注意する。

---

**7. 取扱い及び保管上の注意****取扱い**

- 技術的対策 : 情報無し
- 局所排気・全体換気 : 情報無し
- 安全取扱い注意事項 : 局所排気又は呼吸用保護具を使用すること。  
眼、皮膚、衣服への接触を避ける。  
取扱後に十分に洗浄する。  
使用した作業衣他を持出し又は持ち帰ってはならない。

接触回避 : 情報無し

**保管**

- 技術的対策 : 情報無し
- 混触禁止物質 : 情報無し
- 保管条件 : 密封。感湿性あり。  
冷乾所に保管。
- 容器包装材料 : 情報無し

---

## 8. 暴露防止及び保護措置

### 許容濃度

TLV (Seとして) 0.2mg/m<sup>3</sup>

設備対策 : -

### 保護具

呼吸器の保護具 : 必要に応じマスク等を着用する。  
手の保護具 : 必要に応じ保護手袋等を着用する。  
眼の保護具 : 必要に応じ安全ゴーグル等を着用する。洗眼器の設置。  
皮膚及び身体の保護具 : 必要に応じ長袖保護衣等を着用する。

---

## 9. 物理的及び化学的性質

### 物理的状態

形状 : 液体  
色 : 製品による

### 安全性データ

沸点 : -  
融点 : -  
引火点 : 情報無し  
発火点 : 情報無し  
爆発性 : 情報無し  
蒸気圧 : -  
比重 (密度) : -  
溶解度 (水、溶剤など) : 水 易溶 (46.2g/100mL、20°C)  
分子量 : Na<sub>2</sub>SeO<sub>3</sub> MW=172.937736  
(Na= 22.989768, O= 15.9994, Se= 78.96)

---

## 10. 安定性及び反応性

安定性 : 通常の条件下で安定  
反応性 : 自己反応性無し  
危険有害反応可能性 : 情報無し  
避けるべき条件 : 情報無し  
混触危険物質 : 情報無し  
危険有害な分解生成物 : 情報無し

---

**11. 有害性情報**

急性毒性	: 情報無し
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	: 情報無し
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	: 情報無し
呼吸器感作性	: 情報無し
皮膚感作性	: 情報無し
生殖細胞変異原性	: 情報無し
発がん性	: 情報無し
生殖毒性	: 情報無し
特定標的臓器毒性 (単回暴露)	: 情報無し
特定標的臓器毒性 (反復暴露)	: 情報無し
吸引性呼吸器有害性	: 情報無し

---

**12. 環境影響情報**

生態毒性	: 情報無し
残留性・分解性	: 情報無し
生体蓄積性	: 情報無し
土壤中の移動性	: 情報無し
オゾン層への有害性	: 情報無し

---

**13. 廃棄上の注意**

残余廃棄物	: 全ての法規制に準拠して廃棄する。 環境に廃棄してはならない。
汚染容器及び包装	: 許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

---

## 14. 輸送上の注意

### 国際規格

海上規制情報 : IMDG Code  
クラス : 6.1  
等級 : I  
旅客禁止

航空規制情報 : ICAO/IATA  
クラス : 6.1  
等級 : I  
旅客禁止

国連番号 : 2630  
品名 : SELENATES or SELENITES  
クラス : 6.1  
容器等級 : I  
輸送禁止

特別安全対策 : 運搬に際しては容器に漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷しないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

---

## 15. 適用法令

毒物及び劇物取締法 : 第2条 別表第1 毒物 (セレン化合物及びこれを含有する製剤)  
[亜セレン酸ナトリウム]  
労働安全衛生法 : 施行令第18条の2 別表第9 (セレン及びその化合物1重量%を超える製剤その他のもの) 名称等を通知すべき有害物 (MSDS)  
化学物質管理促進法 : 施行令第1条別表第1 第178号 (セレン及びその化合物) 第1種指定化学物質 (P R T R・MSDS)

---

## 16. その他の情報

### 【作成年月日、改訂情報】

作成年月日 : 2011年02月22日  
改訂日 : 2012年01月20日

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。  
また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものなので、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用下さい。